

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回 枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定委員会
開 催 日 時	平成 30 年 7 月 2 日 (月) 開始時刻 午後 2 時 00 分 終了時刻 午後 3 時 30 分
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 特別会議室
出 席 者	会 長：相模 太朗 委員 副会長：服部 純子 委員 委 員：伊木 稔 委員、中川 美穂 委員、山田 裕子 委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市立メセナひらかた会館指定候補者選定について ①枚方市立メセナひらかた会館の施設の概要及び管理運営状況について ②特定とする理由について ③枚方市立メセナひらかた会館指定管理者指定要項、基本仕様書について ④枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定基準について (4) プレゼンテーションの実施方法について (5) その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 諮問書 (写し) 資料 2 委員名簿 資料 3 枚方市立メセナひらかた会館の施設の概要及び管理運営状況について 資料 4 特定とする理由について 資料 5 枚方市立メセナひらかた会館指定管理者指定要項 (案) 資料 6 枚方市立メセナひらかた会館管理運営業務基本仕様書 (案) 資料 7 枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定基準 (案) 資料 8 枚方市立メセナひらかた会館設置条例

	<p>資料9 枚方市立メセナひらかた会館設置条例施行規則</p> <p>資料10 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）/枚方市情報公開条例（抜粋）</p> <p>資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例</p> <p>資料12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則</p> <p>資料13 地方自治法（抜粋・第244条の2）</p> <p>資料14 第2回枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定委員会 プレゼンテーションについて</p>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長に相模委員を、副会長に服部委員を選任することを決定</li> <li>・ 会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公表、委員会への提出資料は資料2の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公表とすることについて決定</li> <li>・ 枚方市立メセナひらかた会館指定管理者指定要項（案）及び枚方市立メセナひらかた会館管理運営業務基本仕様書（案）について、原案のまま確定することを確認</li> <li>・ 枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定基準（案）について、原案のまま確定することを確認</li> <li>・ 第2回選定委員会で申請団体のプレゼンテーションを実施することを決定</li> </ul>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <p>枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。</p>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>本委員会の答申後に公表</p>
傍 聴 者 の 数	<p>0人</p>
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	<p>市民安全部 市民活動課</p>

## 審 議 内 容

(開会 午後2時00分)

**(事務局)** それでは、ただいまから第1回枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定委員会を開会いたします。

本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。

皆様のお手元にも、紙ファイルの中に資料1としまして、その写しをお配りさせていただいております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定管理候補者の選定に関しまして調査・審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

本日を第1回とし、ご答申いただきますまで全2回、ご審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立している旨、ご報告をいたします。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、お手元の紙ファイルに綴らせていただいております。

まず最初に、本日の委員会の日程を記した紙が1枚ございます。

次に、資料1から資料14、また参考資料としましてそれぞれ該当の資料番号をインデックスにて表示をしております。

また、紙ファイルとは別に、「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」また「確認メモ」という、それぞれA4横長、1枚ものの資料と冒頭にご覧いただきました「別紙参考資料」を、別途お配りをしております。

資料は以上となりますが、配付漏れ等はありませんでしょうか。

それでは続きまして、委員会への諮問内容に係る説明に移らせていただきます。

先ほどの「別紙参考資料」の裏面をご覧くださいますようお願いをいたします。

本委員会の諮問対象でございます「枚方市立メセナひらかた会館」の選定内容につきまして、記載をしております。

資料の上段の表、左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、本施設(枚方市立メセナひらかた会館)における選定内容を、また、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記載しております。

上からまいります、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「特定」することとしております。「特定」とは、公募によらず、あらかじめ定めた相手方を指定管理者としようとするものでございます。本市では公募による選定を原則としておりますが、公募を行わないことについて条例で定める理由がある場合に、例外的に、特定による選定を行っているものでございます。

また、指定管理期間につきましては、2年間としております。本市では指定管理期間を原則5年間としておりますが、今回の選定は、その例外的取り扱いとなります。

例外的取り扱いとする理由につきましては、表の下の※印にありますとおり、「メセナひらかた会館は、平成33年度にオープン予定である総合文化芸術センターの別館として位置づけられており、引き続き適切な施設運営をはかりつつ、限られた期間の中での円滑な引き継ぎを行う必要性」の観点から、非公募による選定とし、指定管理期間については2年間とするものでございます。

この点につきましては、後ほど詳細にご説明申し上げます。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもちまして、施設の管理運営を行うものとなります。この点につきましては5年前に、枚方市立メセナひらかた会館の指定管理者を選定した際と同様の取り扱いとなります。

以上が、本施設の選定に際しましての、基本的な事項でございます。

なお施設概要や指定要項、仕様書等の詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

説明は以上となりますが、ここまでで何かご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

#### 案件(1) 会長、副会長の選任について

(事務局) それでは続きまして案件に移り、ご審議をいただきたいと思っております。

それではまず、「案件(1) 会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には、本市条例の規定によりまして、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市のこれまでの公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にない、適宜、法的、または財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の相模太朗委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局) ありがとうございます。

それでは会長に相模太朗委員、副会長に服部純子委員を選任いただくことを承認いただきましたので、恐れ入りますが、相模委員、服部委員は会長、副会長の席にお移りいただきますようよろしくお願いをいたします。

[会長・副会長席に移動]

(会長) ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。

本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、「枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。

会議の進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

以上、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

**(副会長)** ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。

相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

**(事務局)** それでは、以降は相模会長に委員会の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

**(会長)** それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。まず、本委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

**(事務局)** それでは、事務局よりご説明いたします。

お手元の「指定管理者選定委員会の開催日程（案）」をご覧ください。

本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、2日間の日程で開催いただいております。

本日は、第1日目として、この後、③「委員会の運営について」といたしまして、会議の公開・非公開等のご決定をいただきました後、④の施設の管理運営状況及び概要、⑤の特定とする理由につきまして、ご説明をさせていただきます。

その後、⑥の指定要項、仕様書の（案）について、ご説明をさせていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

続きまして、⑦の選定基準（案）につきましてご説明させていただきます。この選定基準は、指定要項や、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。これにつきましても、本日、委員の皆様からご意見をいただきました上で確定いただければと考えております。

次に、⑧といたしまして、次回の委員会で予定いたします、申請団体のプレゼンテーションの実施方法について、ご確認をいただきたいと考えております。

なお、資料には記載しておりませんが、本日の委員会で、指定要項等をご確認いただき次第、所管部署においてその内容を確定し、申請団体に事業計画書等の提出を求めることとしております。申請団体の事業計画書等につきましては、提出され次第、委員の皆様へお届けしますので、お手数をおかけいたしますが、次回、第2回の委員会までの間に、内容のご確認をいただければと考えております。

次に、次回の第2回委員会におきましては、①申請団体のプレゼンテーションの実施を経まして、②としまして、当該申請団体が指定候補者として適当かどうか、合議・答申をいただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

## 案件（2）委員会の運営について

**(会長)** 次に、「案件（2）委員会の運営について」を議題とします。

本件について、事務局の説明をお願いします。

**(事務局)** それでは、ご説明申し上げます。

今後、本委員会を進めるに当たりまして、まず、会議の公開・非公開。

次に、会議録の作成方法と公表・非公表。

最後に、会議資料の公開・非公開。

以上、3点につきまして、ご決定いただきたいと思います。

お手元にお配りしております資料 10「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）」をご覧くださいませでしょうか。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（1）から（3）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容につきましては、この第3条の（2）、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれているものと考えております。

具体的には、資料の裏面をご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この（6）、意思形成過程情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過がわかるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容につきまして、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、A委員、B委員、C委員といった表記をさせていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録につきましては事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、「意思形成過程」ではなくなった段階で公開する取り扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明をいたしました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるもの、すなわち「意思形成過程情報」に該当するものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち委員名簿についてでございますが、資料2をご覧くださいませでしょうか。委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では、公表している現状がございますことから、事務局としましては、資料2に記載されている程度で、委員名とご職業を公表させていただきたいと考えております。

なお、公表した場合、応募者が委員に接触する問題が生じる可能性がございますが、接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定したいと考えております。

以上でございます。

**（会長）** ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんか

らご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。

(A委員) 委員名簿については答申とか全部終わってから公表するのではなく、最初から公表するということですか。

(事務局) 委員名簿につきましては、この第1回委員会終了後に、ホームページ上で公表させていただく予定にしています。

(A委員) どの時点で。公募中にですか。

(事務局) 公募中でございます。

(A委員) 公表は答申が終わってからでいいのではないかと思います。答申が終わって、決定したときには当然委員名簿を出す必要はあると思いますが、最初から委員名簿を出す必要があるということは、枚方市で何か決めておられるのですか。

(事務局) 本市では委員の名簿につきましてはホームページで公表するという運用をさせていただいております。これまでも先に公表したことで、事業者のほうからの接触があったことはありませんでした。どういった方々が審議をしてるのかということにつきましては現段階から公表させていただいております。

(A委員) 先ほどご説明があったように、もし審議期間中に委員に何らかの接触をした場合は失格ということを応募の段階で明示しているということですね。

(事務局) そうです。

(A委員) わかりました。

(会長) ほかに何かございませんか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、お諮りいたします。

本件についてまず、委員会の会議は非公開とし、次に会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公開とすることとします。ただし、委員名簿については、氏名、職業については公表すると。これでご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) よろしいですかね。ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

### 案件(3) ①枚方市立メセナひらかた会館の施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 次に、案件(3)の「①枚方市立メセナひらかた会館の施設の概要及び管理運営状況について」を議題とします。

本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) お手元の資料3「枚方市立メセナひらかた会館の施設の概要及び管理運営状況について」をご覧ください。

まず、1ページをご覧くださいませでしょうか。

「1. 施設概要」についてですが、(1)所在地は枚方市新町2丁目1番5号、(2)現行指定管理者は京阪ビルテクノサービス株式会社、(3)は管理運営体制を記載しておりますが、開館時間につきましては、午前9時30分から午後9時まで、休館日は火曜日及び年末年始となっております。

おります。なお行政財産目的外使用許可の状況につきましては、下表の（※）行政財産目的外使用許可の状況のとおりとなっております。続きまして、（４）はメセナひらかた会館の業務内容を記載しております。

次に、３ページをお開きいただきまして、「２．管理運営状況」についてご説明させていただきます。平成 27 年度から平成 29 年度の直近 3 ヶ年の状況を表形式にしてまとめております。（１）施設の利用状況でございますが、①施設専用使用は、事前に利用登録された団体等の利用によるものでございまして、利用件数が年間 5 千 9 百件前後、利用率が 53% 前後を推移しております。②個人共用使用につきましては、年間 2 万回から 2 万 2 千回程度の利用となっております。

次に、４ページの（２）収支状況でございます。収入は、ほぼ横ばいに対しまして、支出は平成 27 年度が最も高く、平成 28 年度、平成 29 年度はほぼ横ばいとなっております。収支は直近 3 ヶ年とも黒字となっております。なお、収支の要因分析や、次期指定管理料の額の上限設定につきましては、後の案件「枚方市立メセナひらかた会館指定管理者指定要項、基本仕様書について」の中でご説明をさせていただきます。

続いて、５ページ以降のメセナひらかた会館指定管理者管理運営評価表（平成 28 年度実績）につきましてご説明をいたします。指定管理者管理運営評価につきましては、指定管理者による適正な施設管理運営とともに、一層の市民サービスや制度の透明性の向上をはかることを目的に実施しております。評価項目につきましては、５ページから 10 ページにかけましての施設の経営方針に関する事項を初めとしまして、11 ページから 17 ページにかけましての施設の管理に関する事項、同じく 17 ページの情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、緊急時における対策に関する事項、18 ページのその他の項目といたしまして、利用者サービスを維持・向上させる具体的な取り組みや、19 ページの施設の利用促進につながる広報活動等について具体的な実施計画の提案などとなっております。

続いて、20 ページをお開きください。指定管理者が行う一次評価につきましては、全体の平均点は 3.0 点、施設所管部署である市民活動課が行う二次評価につきましては、全体の平均点は 3.2 点となっております。指定管理者の所見といたしましては、安全で、明るく、快適な施設を目指して、条例等にのっとった公正な施設の運営、親切でわかりやすい応対、清掃などによる清潔な施設の維持、会館の認知度の向上、自主イベントによる会館の活性化などに重点をおいて運営してきたとしております。また、設備面では修繕計画の前倒し実施で、施設の機能回復と、安全確保がはかられましたが、空調の不具合、衛生設備の苦情など貸室運営に支障が生じる恐れも拭えず、加えて、多目的ホール音響等設備で、老朽化に起因する突発故障発生の懸念があり、早期の更新実施が必要としております。一方、日々の不具合箇所の修繕・補修につきましては迅速かつ的確に対応し、利用者のご不便を最小限に抑えるよう努力したとしております。市民活動課の所見としましては、利用者のニーズに合わせたさまざまな自主事業を展開し、各イベント終了後にはアンケートを実施してさらなるニーズの把握に努めるなど、利用率向上に向けた取り組みに工夫が見られる点は評価できると考えております。また、常日頃からきめ細やかな点検を行うことにより、老朽化が散見される当施設における諸設備の不具合等をいち早く発見して迅速に対処することで、できる限り利用者に支障が出ないように努めておられると考えております。課題等としましては、今後は引き続きリピーターの利用継続に取り組むとともに、新規利用者開拓のため、



利用者等の貴重な意見を活かした施設管理運営及びイベント等を工夫し、利用率、認知度、満足度の向上に努め、施設・設備等の安全管理におきましても耐用年数を超えた修繕・更新計画の提案に期待したいと考えております。

以上簡単ではございますが、枚方市立メセナひらかた会館の施設の概要及び管理運営状況についてのご説明とさせていただきます。

**(会長)** ありがとうございます。ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

**(A委員)** 広報の件ですが、今日も枚方市に電車で来ましたが、「ラポールひらかたはこちらです」という案内はありましたが、メセナひらかたの案内というものはないですね。それと、ラポールひらかたには「メセナひらかた会館は右へ200メートル」という案内がありました。少しわかりにくいように思います。こういったことについての行政と指定管理者の役割分担はどのようなになっているのでしょうか。

**(事務局)** ラポールひらかたにある案内板については市として対応するところかと思えます。広報する場所によっては、例えば駅であれば京阪電鉄さんとか、そういった事業者さんが設置される場合、施設の利用されている規模とかに応じて案内板が設置されている現状ではないかと思っております。

**(A委員)** 京阪グループのネットワークを利用したPRということもお書きになっていますので、現状日常的にどうされているのか。それから、ラポールひらかたの案内の部分は多分行政側が担う部分だと思いますので、その部分は行政として、わかりやすい案内になっているのか確認していただきたいと思えます。

**(事務局)** メセナひらかた会館の誘導等に関しましては、メセナひらかた会館をご利用いただいている方からの利用者アンケート等において、現時点ではわかりにくいなどの声をいただいている状況ではございませんが、そういったお声に耳を傾けて、必要な改善につきましては、今後とも取り組んでまいりたいと思えます。

**(A委員)** メセナひらかた会館は設置目的がわかりにくい施設です。男女共同参画の部分を推進する団体の事務所も昨年に移ったりしているので、もう少し何のために建てている公的施設かというところを明確にしていく必要も今までもあったと思えます。また、2年後には総合文化芸術センターの別館になるということですが、そこに向けてどのようにソフトランディングするのかを、市民に対してきちんと説明できるか少し危惧していますので、また教えていただければと思えます。

**(会長)** ほかに何かご意見・ご質問ございませんか。

**(B委員)** これまで自主事業でトレーニングルームを利用しておられると思えますが、指定管理者はこういった自主事業をどこまでできるのかという、指定管理者の裁量の範囲と可能性について説明をお願いします。

**(事務局)** 自主事業の範囲につきましては、後ほどの説明でも出るかとは思いますが、指定管理者によって、自主的な運営を行う中で事業を展開しているという現状がございます。トレーニングルームにつきましても、指定管理者で行っているのですが、その利用に際して、トレーニング講習会というのがございまして、そういったものを受けていただいて初めてご利用いただけ

る施設となっております。その講習会については、指定管理者が事業として行っております。

(会長) ありがとうございます。ほかに何かございませんか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

### 案件(3) ②特定とする理由について

(会長) それでは次に、案件(3)の「②特定とする理由について」を議題とします。

本件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、事務局よりご説明を申し上げます。

資料4「特定とする理由について」をご覧ください。

特定しようとする指定管理者は京阪ビルテクノサービス株式会社でございます。

特定とする合理的理由につきましては、メセナひらかた会館は、「(仮称)枚方市総合文化芸術センターの施設運営について(基本方針)」におきまして、同センターの完成後は、メセナひらかた会館を別館アネックスとして位置づけ、管理・運営を一体的に行うこととしております。また、同センターは平成32年度内の完成を予定していることに加えまして、メセナひらかた会館の指定管理期間を平成33年3月31日までの2年間とすることから、引き続き適切な施設運営をはかりつつ、限られた期間の中で別館アネックスへと円滑に引き継ぎを行うため、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第3項第2号の規定に基づき、公募によらず現在の指定管理者であります京阪ビルテクノサービス(株)を指定候補者として特定するものでございます。

以上、特定とする理由についてのご説明とさせていただきます。

(会長) ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問・ご意見ございませんか。お願いします。

(A委員) 新しくできる総合文化芸術センターの別館としての管理運営ということですが、内容的には変わるのでしょうか。

(事務局) 総合文化芸術センターの施設運営に係る基本方針の中で別館アネックスとして位置づけられるという方針は示されておりますが、実際にメセナひらかた会館を別館としてどういった形で今後活用していくかにつきましては、今後の検討の中で具体化されていくものと考えております。

(A委員) 具体化はされていないが、今現状そのままでないということだけは決まっているということですか。

(事務局) 本施設の現状をそのまま活かしていくかどうかも含めて今後の検討の中で決まっていくものと考えています。

(A委員) リフォーム的なことはないでしょうか。まったく変わる可能性もあるということでしょうか。

(事務局) そういったこともございますので、2年間という限られた期間の中で施設を利用されている市民の方にご不便をかけないように運営しつつ、別館への移行に向けたいわゆる手続き的なもの、準備的なものを円滑に行うということを踏まえ、現在の施設管理者が引き続き施設管理を担うことが適当であると考えております。

(A委員) 我々委員会としては、現状を維持することについて審査するのかなど、審査の判断基準というものがわかりづらいのですが。

(事務局) 選定基準につきましては、この後資料の7のほうでご説明しますが、指定管理者選定基準というところで明記しておりますので、そちらのほうもご確認をいただきながら本委員会としての選考の基準についてご議論いただければというふうに考えております。

(A委員) わかりました。

(会長) ほかに何かございませんか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

### 案件(3) ③枚方市立メセナひらかた会館指定管理者指定要項、基本仕様書について

(会長) それでは、次に移ります。

案件(3)の「③枚方市立メセナひらかた会館指定管理者指定要項、基本仕様書について」を議題とします。

本件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは、資料5「枚方市立メセナひらかた会館指定管理者指定要項(案)」をご覧ください。

1ページをお開きいただけますでしょうか。

メセナひらかた会館は、平成18年4月1日から指定管理者制度により施設の管理運営を行っておりますが、このたび、平成31年3月31日をもって現行の指定管理期間が満了となるため、次期指定管理者の選定が必要となっております。なお、次期指定管理期間及び選定方法につきましては、先ほど「特定とする理由」の中でご説明したとおりでございます。

次に、「1.施設の概要」についてご説明をいたします。(1)名称はメセナひらかた会館、(2)所在地は枚方市新町2丁目1番5号、(3)開設年月は平成4年11月、(4)敷地面積は3,483.920平方メートルでございます。なお、(5)主な施設につきましては記載のとおりでございます。

「2.業務の範囲及び内容」につきまして、メセナひらかた会館における業務の範囲・内容について記載をしておりますが、(1)から2ページの(10)のうち\*のある業務につきましては、第三者に全部もしくは一部を委託することはできないものといたします。また、(2)から(5)の業務につきましては、市が占有する部分につきましても指定管理者において行うものといたします。

「3.管理の基準」でございますが、(1)では関係法令等の遵守について、(2)では開館時間について、(3)では休館日について記載をしております。

「4.指定の期間」につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間でございます。

「5.提案上限額」につきましては、次期指定管理期間内の指定管理料の合計として、1億6,664万7千円でございます。なお今回の指定候補者選定に当たりましては、調査基準価格を設定しておりますが、当該価格を下回る提案額での申請があった場合は、その提案額により適正な業務履行が可能か否かにつきまして、申請者から調査書類の提出を求めることなどによりまして、指定管理者選定委員会において審査するものといたします。

なお、詳細につきましては、参考資料の枚方市立メセナひらかた会館指定管理料（平成 31 年～32 年度）限度額算定根拠をご覧ください。

基本的な考え方につきましては、前回の指定管理料をベースとしまして、前回の指定管理者選定時の限度額を算出した際の根拠データと直近データを比較して、光熱水費等の加算及び減算する項目を特定します。また、前回の指定管理者選定時に含まれていなかった「フリースペース管理委託経費」、「駐車場整理業務委託経費」及び「随時閉鎖式防火設備点検経費」を指定管理料に含めます。次に、平成 31 年 10 月より消費税率が 10%へと引き上げられることに伴いまして、単年度の指定管理料に対する増額分を算出し、平成 31 年度につきましては増額分の半年分を、平成 32 年度につきましては増額分の全額を加算し、次期指定管理料限度額を算出するものでございます。なお、加算・減算等を行う具体的な項目及び金額につきましては、(1) から (4) のとおりとなっております。また、変更点等の詳細につきましては、2 ページ目でございます (5) に記載をしておりますのでご参照のほどよろしくお願いをいたします。

恐れ入りますが、資料 5 にお戻りいただきまして、3 ページの「6. 指定管理者による自主事業」では、本施設を使用した指定管理者の自主事業について記載しております。

「7. 行政財産目的外使用許可の取扱い等」では、1 階ロビーに設置している自動販売機及び、市が目的外使用を許可している団体等、行政財産目的外使用許可の取り扱いについて記載をしております。

「8. 指定管理業務従事者通勤用具（自家用四輪車）の駐車スペースについて」では、従事者が本施設の敷地内に駐車スペースは確保できないものとしております。

「9. 備品等の取扱い」では、指定管理者に貸与する備え付けの備品物品等について、適正な管理を行うことについて記載をしております。なお備品等の種別・数量につきましては、12 ページの別表 1 「備え付けの備品物品等一覧」に記載のとおりとなっております。

続きまして、「10. リスク分担」につきましては、20 ページでございます表の別表 2 にて本市と指定管理者のリスクの分担についてそれぞれ定めております。

3 ページから 4 ページの「11. 提案に当たっての確認事項」についてでございます。提案にあたりましては、本指定要項、基本仕様書、枚方市立メセナひらかた会館条例、同条例施行規則に定める事項を満たす内容であることを前提とし、その提案内容は履行責任を負うものいたします。なお、要求事項は、「1. 申請団体の経営方針等に関する事項」から、「6. その他」まで全 6 項目について確認を行うものでございます。

続きまして 5 ページ「12. 指定管理者に付与する権限」では、メセナひらかた会館条例で定める使用の許可、使用の許可の取り消し、また施設・設備の改修・整備などに関する権限を指定管理者に付与する旨を記載しております。

「13. 経理に関する事項」では、使用料金や指定管理料、修繕費、指定管理料の精算など、経理に関する事項について記載をしております。なお、今回は利用料金制度の適用は行わないものとしていたします。また、修繕費の取り扱いにつきましては、1 件当たり 30 万円未満の修繕については、指定管理者の判断において行うこととし、また、その修繕費は、平成 31 年度は年間 222 万円、平成 32 年度は年間 224 万円といたします。緊急性の高い 30 万円以上の修繕等につきましては、市と指定管理者で協議の上決定する旨を記載しております。

6 ページ「14. 申請者の資格」では、申請団体における資格要件を記載しております。

7 ページ「15. 指定管理者の義務」では、指定管理者が本業務を行うに際して課せられる義務について記載をしております。

8 ページ「16. 提出書類」では、申請に必要な書類や書類の作成に際しての説明事項を記載しております。

続いて、9 ページから 10 ページにかけての「17. 申請書受付」につきましては、期間が7月5日木曜日から7月19日木曜日まで、申請場所は枚方市役所別館3階市民活動課といたします。

(3) につきましては、申請書提出の留意事項を記載しております。なお、本市が募集する他の施設と重複して応募することは可能となっておりますが、この場合選定の結果、複数の指定管理者として選定された場合につきましては、全ての施設における履行責任を負うものといたします。

「18. 選定について」では、指定候補者の選定に際して、選定委員会の概要について記載しております。

「19. 指定について」では、本市が選定委員会からの指定候補者選定結果の答申を受け、市議会に指定候補者を指定管理者とする指定議案の提出を行います。この指定の承認を得る議案が可決された場合、可決後に指定管理者として指定を行うものでございます。

11 ページの「20. 指定管理者指定後の手続等」では、指定管理者と交わす協定書について記載をしております。

「21. 事務引継ぎについて」では、指定期間終了後の指定管理業務の引き継ぎにつきましては、市が定める期間内に次期指定管理者が支障なく円滑に業務を実施できるよう、引き継ぎを行う旨を記載しております。

以上、簡単ではございますが、「枚方市立メセナひらかた会館指定管理者指定要項（案）」の説明とさせていただきます。

次に、資料6「枚方市立メセナひらかた会館管理運営業務基本仕様書（案）」をご覧ください。

1 ページから 2 ページにかけて、「1. 指定期間」、「2. 業務の対象施設」、「3. 管理運営業務の内容」を記載しております。

管理運営業務は、「(1) 総合マネジメント業務」から「(10) その他必要な管理運営業務」の 10 業務に細分し、各業務の要求事項等の詳細につきましては、7 ページから 14 ページにかけての「業務要求事項について」に記載をしております。

2 ページからは、「4. 業務実施方針」から、6 ページの「15. その他」まで業務実施方針をはじめ、関係法令等の遵守、業務実施体制、安全管理、個人情報保護など、15 項目に渡り仕様を定め、この基本仕様書に基づき指定管理業務を実施していただくことになります。

それでは先ほどご覧いただきました7ページをお開きください。業務要求事項についてご説明をさせていただきます。

(1) 総合マネジメント業務では、総括責任者の常駐時間や必要資格等のほか、監督官公署への届出・報告等を適切に実施することにつきまして記載しております。

次に、8 ページの (2) 建築設備等保守管理業務では、関係法令等に基づき、内外壁・屋上・建具等の保守点検等を適切に実施し、利用者への安全かつ快適な環境の提供を行うことを記載し

ております。

(3) 保安警備業務では、機械警備機器の警備時間帯等を記載しております。

続きまして、9ページ(4) 衛生管理業務では、関係法令等に基づき、空気環境の測定や給排水設備の清掃、水質管理等を適切に実施し、利用者に安全かつ衛生的な環境の提供を行うことを記載しております。

(5) 清掃業務では、日常的かつ定期的な清掃を行い、利用者等に美しく衛生的・快適な環境の提供を行うことなどを記載しております。

10ページの(6) 管理サービス業務では、受付コーナー担当従業員の常駐時間や配置数等を。

(7) 施設使用等に関する管理運営業務では、11ページにかけまして、使用の許可及び使用許可の取り消し等に関する業務、使用料の徴収や還付、減免業務など、枚方市立メセナひらかた会館条例及び同条例施行規則に基づき適切に処理することについて記載しております。

12ページの(8) 会館事業実施運営業務では、広報業務をはじめ勤労者のための図書・ビデオ等の貸出しや、トレーニング講習会の実施等を。13ページの(9) 施設利用者用駐車場・駐輪場整理業務では、駐車場や駐輪場の整理・誘導等について記載しております。

(10) その他必要な管理運営業務では、ホームページの作成、維持管理をはじめ、モニタリングの実施等4項目に分けて記載をしているとおりでございます。

また、より詳細な仕様内容につきましては、基本仕様書を補足するために、15ページからの「建築設備等保守管理・清掃業務基準表」を添付しております。

以上、簡単ではございますが、資料6「枚方市立メセナひらかた会館管理運営業務基本仕様書(案)」についての説明とさせていただきます。

次に、資料5 指定要項の後ろのほうに添付をしております、別紙1 事業計画確認事項一覧「枚方市立メセナひらかた会館」と記された横長の資料をご覧ください。付箋をつけている資料でございます。

この資料につきまして、補足説明をさせていただきます。

この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の1つとして位置づけているものでございまして、内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。

左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。

これら右側2列の記載内容は、申請団体みずからが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置づけとなります。

委員の皆様にご審議いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではございますが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で審査のご参考にしていただければと考えております。

以上、ご説明とさせていただきます。

(会長) ありがとうございます。

ただいま説明にありました、指定要項と基本仕様書につきまして委員の皆様からご質問・ご意

見ございませんか。

(副会長) 私もメセナひらかたは利用させていただいたことはあるんですけども、セミナーとか相談のような市民の方への催しというものは市のほうでされていて、指定管理者はトレーニング講習会や貸し会議室の管理といったものはやっておられるが、生涯学習市民センターのように多くの人に来てもらうような催しをやっておられないという理解でよろしいですか。

(事務局) 例えば何か物をつくったりという教室などのイベントや、メセナひらかた寄席といまして、多目的ホールという比較的大きな部屋での寄席の開催など、自主事業として行っております。

また、メセナひらかた会館は行政の利用も多く、枚方市が主催の事業、セミナーといったものも開催しております。

(副会長) わかりました。

(A委員) 施設の利用状況ですが、本来の勤労者の福利厚生という意味でしたら、例えばアフター5や、土日祝が本来利用が多いかと思えますけど、その形態も変わってきているように思いますが、実態はどうなっていますか。また、土日祝とかアフター5の時間帯の利用率が高いのか、それとも平日のこの時間帯の利用率が高いのか。それはどんな状況になっていますか。

(事務局) メセナひらかた会館は平成4年にオープンした勤労者福祉の増進という位置づけの施設でもあるのですが、それ以外にも学習活動などについても当然利用いただける施設にもなっております。実際のところ年々勤労者という位置づけでの利用は減少している状況ですが、トレーニングルームなどはアフター5の方に利用されているという実態がございます。また、指定管理者による事業ではございませんが、多重債務・労働問題相談といった、勤労者に関する相談事業も実施しております。

一方で、利用率というのは曜日や時間帯によって左右されている状況ではないと考えております。

(A委員) 出していただいた一覧を見ても、職業講習室が一番利用率が低くて、そもそもの設置目的とは大分違っているなっていう感じもします。隣の21ページにあります管理運営の体制については、現行の体制と平成31年度以降の運営体制は基本的に同じという意味でしょうか。

(事務局) そうです。

(A委員) 同じ体制でやってくださいということですね。

(事務局) はい。

(A委員) 夜は3人体制でやってくださいということですね。

(事務局) そうですね。夜間の受付時間帯は利用者が殺到しますので、やはり少人数では対応が難しい時間帯もございますので、現状維持という形で考えております。

(A委員) 体制を守ってくださいという意味ですね。

(事務局) はい。

(会長) ほかに何かございませんか。

(C委員) 副会長がおっしゃっていたことと関連して、今後新しい総合文化芸術センターができますと、多分多目的ホールの利用者ががくっと減ると思います。私たちも多目的ホールで定期コンサートを開催していますが、やっぱり新しい施設のほうに行くつもりでおります。そういう

方がいっぱい出てくると思うんですね。今は優先的な予約の制度があるので、登録している団体は早目に多目的ホールを押さえることができますけども、一般での抽選はかなり厳しかった記憶がありまして、なかなか土日は取れない。多目的ホールについてはすごく利用率が高いように思うんですけども、あそこはもともと体育館的なつくりでしたよね。

**(事務局)** そうですね。多目的ホールは他のホールとちょっと違ひまして、今おっしゃっていただいたように、体育館のように利用できる一方で、移動観覧席を出しますと普通のホールとして使うこともできます。今おっしゃっていただいたように利用率が高い要因もこのように色々な目的に利用いただける施設であることが大きいのではないかなというふうに考えております。また、総合文化芸術センターができた後の位置づけにつきましては、先ほど説明の中でありましたけども、今後の利用状況や、新しい施設とのすみ分けといったことなども考慮して、メセナひらかた会館としてのあり方を検討していくことになるかと考えております。

**(C委員)** 枚方市文化国際財団が主催してるコンサートもかなりあそこで行われていましたけども、ほとんど多分新しい施設でされると思います。そうすると特に多目的ホールでの収入はかなり大きかったと思われまますので、そこが減るとなると、かなり努力されないと会議室のみでは厳しいのではないかと思います。ですから、それこそもう多目的ホールをリフォームしてしまったほうがいいのかというぐらい私は思っているんですけど。音響については正直なところコンサートには全く適していませんので、今はそこしかないので仕方なくやっているという状況です。

**(事務局)** 総合文化芸術センターでは小ホールとイベントホールという、今の多目的ホールと利用の仕方が重なる施設が2つできますので、今回の指定管理期間の後の話にはなってきますが、別館の位置づけとなった場合、総合文化芸術センターと一体的な管理運営をすることが予定されていますので、その中で、いわゆる役割分担を考えていく必要があると思います。

**(C委員)** 新しい施設に比べて利用料をとってもリーズナブルにしたら、料金をとってそちらを選ばれる団体もいらっしゃるかもしれません。あとはホールのロビーのところも、以前はレストランがあったものがなくなったりとか、だんだんと閑散となっています。

こんなこと言うと失礼な話なんですけれども、ちょっと受け身といいますか、あぐらをかいていたといいますか、ほかにこういう多目的ホールがないがゆえに、それなりに利用者があるものなので、そんなに努力をされていなかった面はあったかなと。多目的ホールを借りて私たちがコンサートするときもチラシを置いていただけなかったりですとか。普通そこのホールで開催するんなら置いていただけるところだと思いますが。最近ではポスターをお願いすれば貼っていただけるようになったのかなとは思いますが。割と何かこちらからお願いしみたい感覚で初めて受け入れていただくような、そういう感じがちょっと正直ありましたので、今後運営されていく上ではかなり努力されていかないといけないのかなとは思っています。

**(事務局)** 我々も、指定管理者もそうなんですけど、いわゆる利用率の向上というのは、やはり大きな課題として認識をしております。おっしゃっていただいたように、リピーターの方にもやはりより多く利用していただく。新たな方にも新規開拓として来ていただくということで、ポスター1つ、チラシ1つとりましても、そういったお声のほうもやはり吸い上げていくことが重要と考えておりますので、我々もそういったお声を指定管理者にしっかりとお伝えしていきたいと思



います。

(C委員) この2年間は逆にすごく努力しなくてはいけないのかなど。つなぎとめておくためといえますか、皆さんが新しい施設に移ってしまわれぬような覚悟がかなり必要なのかなとは思います。

(A委員) 舞台の照明や音響設備とかはどこかに委託するわけではなくて、直接指定管理者がやられているのですか。

(事務局) 指定管理者のほうが委託しております。

(A委員) どこかに委託しているのですね。

(事務局) 先ほども指定管理料のところでもご説明いたしましたが、舞台関係操作管理業務委託経費という項目がございまして、この中にそういったものが含まれておるといような状況になっております。必要に応じて委託していくというような。

(A委員) 必要に応じて委託しているという形をとってられるのですね。

(事務局) そうですね。

(会長) ほかにございせんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、本件につきましては、ただいま説明がありましたとおりの案を了承いたしますのでお願いします。

#### 案件(3) ④枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定基準について

(会長) 次に、案件(3)の「④枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定基準について」を議題とします。

本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、選定基準について、ご説明申し上げます。

資料7「枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定基準(案)」をご覧ください。

この選定基準は、指定要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を採点いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方としまして、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2として、本委員会の審議体制につきまして、3としまして、審議の方法につきまして、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等の確認・調査を行い、申請団体を指定候補者とすることが適切か、合議により決定いただく旨を記載しております。

次に、4として、選定結果の公表については、申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、ローマ数字のⅡ選定委員会における審議の内容について、ご説明をいたします。

まず、1.内容審査といたしまして、特定により指定候補者を選定いただく本施設につきましては、申請団体から提出のあった事業計画書の提案内容等が、市民サービスの向上につながるものかどうか、本市の要求事項を満たしているか、また、条例・規則に沿ったものとなっているかどうかにつきまして、専門的見地から調査・ご審議いただき、事業者の提案内容に対する評価を

行っていただくこととしております。

その内容審査の項目につきましては、資料3ページ以降に「事業計画に関する内容審査」ということで、表形式で記載をしております。

この表中に記載をしております「確認事項」の内容につきましては、本市が当該施設の管理運営において、申請団体に求める事項でございまして、文言の内容は、先ほどご審議をいただきました指定要項に記載しております「提案に当たっての確認事項」と同様となっているものでございます。

なお、特定により行います本施設の選定につきましては、公募による指定候補者の選定とは異なり、競争性がないことも踏まえまして、選定要件であります、本市が求める確認事項の内容が充足されているかについて、ご確認いただいておりますかと考えております。

説明は以上でございます。

**(会長)** ただいま説明がありました選定基準の内容について、委員の皆様からご質問・御意見ございませんか。

すみません。今のご説明ですと、この3ページの表の各項目が充足しているかどうかというのをチェックするということですかね。AとかBとかそういうのをつけるのではなくて、○か×かということですかね。

**(事務局)** そうです。

**(会長)** わかりました。ほかに何かございませんか。

**(B委員)** 次の指定管理期間である2年間のその先のことを皆さんいろいろ心配されていますが、この指定管理者がどこまで期待されているかということまで考える必要はないということですね。むしろ、この2年間でいかにしっかりと今までの実績経験を踏まえて、きちっと管理運営できるかということで評価していったらいいわけなので。先行きのことまでどう考えているかって言い出すと、引っかかってくると思います。この辺が少し普通とは違うケースだなという印象を受けていて、皆さん自身も若干この辺を心配されています。今回の指定管理者にどこまで期待するというか、市の要求水準というのをどう我々が認識しといたらいかなというのを。

**(事務局)** あくまでも、今回の指定管理者にお願いする部分といいますのは、ここに記載されているとおり、2年間しっかりと管理運営をしていただきたいというところでございます。

平成33年4月1日以降につきましては、また一体的な管理を行うことになる新たな指定管理者のほうで我々とともに展開していく部分ではございますので、まずはそれまでの間しっかりと施設運営を行っていただくということでございます。

**(副会長)** つまり3年目というか2年後には指定管理者も一新されて、それまでと全く関係ない指定管理者になって引き継ぎも何もないという感じですか。

**(事務局)** 引き継ぎに関しては特定する理由でも申し上げましたとおり、新しい総合文化施設との一体的な管理運営をしていくということが計画に出ていますので、円滑な引き継ぎというのは当然していただかないといけないと考えています。

**(B委員)** 建物的にも今後も使っていくことは使っていく。使っていけるわけですね。

**(事務局)** そうですね。もちろん今後の検討の結果、若干手直しするところはあるかもしれませんが。

(会長) 選定基準についてほかに、何かご質問・ご意見ございませんか。

(A委員) やはり提案内容が市民サービスの向上につながるものかというところで、現状よりもこの2年間は市民サービスの向上につながるものを提案していただくということが基本的な考え方だと思います。現状維持じゃなくって。

(B委員) 2年間だからといって、手抜きはだめですよ。市民サービスの向上につながっているかを評価しますよ。

(A委員) そういう意味ですよ。

(会長) ほかに何かございませんか。よろしいですかね。

(A委員) すみません。先ほど〇×でという話になってくると、点数でつけるのなら何点以上だとオーケーというのわかりますが、どういう形式でやるのでしょうか。評価についてはどこでお聞きすればいいのですか。

(事務局) 評価についてもここでお聞きになっていただいて結構です。

(A委員) 評価は普通でしたら点数で、例えば60点以上やったらオーケーという話になると思いますが、〇×っていう話だと、どのように評価するのですか。

(B委員) 1社しかいないからね。

(事務局) 要件を満たしているかどうか基準になります。

(A委員) そうすると全部〇でないとだめなのですか。

(副会長) ほぼそれぐらいのつもりでないといけない。

(A委員) 全部〇やったらオーケーっていうことですか。

(B委員) その辺どうするかですね。

(事務局) 確認事項をトータルのところを見ていただいて、指定管理者にふさわしいかどうかということについて審議会の総意でもって決めていただくということになります。

(事務局) 全体として候補者としてふさわしいかということを経済的に合議という形で。

(A委員) 付帯決議をつけるということはないのですか。

(事務局) 意見という形ではつけることはできます。

(A委員) 委員会で最終決定をするのではなくて、議会で決めるということなので、委員会は答申するということですね。

(事務局) そうです。

(会長) では、よろしいですか。

それでは、選定基準につきましては、ただいま説明のありましたとおりの選定基準に基づき選定を行うということといたしますので、お願いいたします。

#### 案件(4) プレゼンテーションの実施方法について

(会長) 次に移りまして、案件(4)「プレゼンテーションの実施方法について」を議題とします。事務局から、説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明をいたします。

資料14をお開きください。「第2回枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定委員会プレゼンテーションについて」と記された資料でございます。

まず日時でございますが、8月2日木曜日、午後6時から、場所は枚方市役所別館4階第4委員会室でございます。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、プレゼンテーションに入ります前に、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議をいただいた上で、申請団体のプレゼンテーションに入っていただいております。

プレゼンテーションの時間でございますが、準備の時間を除いて10分間、また、プレゼンテーション後に15分程度の質疑時間を見込んでおります。申請団体退室後に、所管課への質疑等を行っていただきました後、合議・答申へとお進めいただいております。事務局といたしましては、当日の委員会全体で、1時間程度と考えております。

説明は、以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。この方法でよろしいでしょうか。

(A委員) 申請団体は何分間のプレゼンですか。

(事務局) 10分間です。

(A委員) 質疑応答は。

(事務局) 15分間です。

(A委員) 全体では35分間ということですか。

(事務局) はい。

(会長) ほかに何かございませんか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、ご異議ないようですので、次回の第2回委員会で、事務局から説明のあったとおりのプレゼンテーションを行うということにいたします。

#### 案件(5) その他

(会長) 次に、案件(5)その他の事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは、その他といたしまして、お手元に参考資料としてお配りしている「確認メモ」等につきまして、ご説明をさせていただきます。A4、1枚ものの用紙でございます。

先ほども申し上げましたとおり、本日の委員会が終わりましたら、指定要項や仕様書に即して、申請団体が事業計画書等を提出してまいります。それを次回、第2回の委員会に先立ちまして、委員の皆様にお届けをさせていただきますが、ただいまご覧いただいております「確認メモ」は、その申請団体の事業計画書の内容をご確認いただく際の補助資料としてご活用いただいております。

内容といたしましては、先ほどご説明をいたしました【別紙1】事業計画書確認事項一覧と同じものを載せておまして、それに「確認メモ」欄を加えたものとなっております。

ご審査をいただくに当たりまして、申請団体の事業計画書が、それぞれ本市の求める確認事項を満たしているかどうかについてご確認いただきますとともに、お気づきになられた点や評価すべき点、また、プレゼンテーションで確認すべき点などを一番右の列の「確認メモ」欄にご記入

いただくなど、ご活用いただければと存じます。

また、次回の委員会で合議・答申いただきました後に、委員の皆様から、施設の選定に当たっての評価コメントを書面に記載していただき、事務局まで送付いただきたいと思いますと考えております。この「確認メモ」は、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。

簡単でございますが、その他の説明とさせていただきます。

**(会長)** ありがとうございます。ただいま説明のありました内容につきまして、委員の皆様からご質問とかご意見ございませんか。お願いします。

**(副会長)** この確認メモは最後に提出するんですか。

**(事務局)** あくまで、評価をしていただく際の参考のメモとしてご活用いただければと思います。

**(会長)** ほかにございませんか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

**(会長)** それでは、そのほかに事務局から何か連絡事項ございますか。

**(事務局)** それでは、繰り返しにはなりますが、次回の選定委員会につきましては、8月2日木曜日、午後6時から、市役所別館4階の第4委員会室、こちらとはまた別の、向かい側のお部屋にて開催をさせていただきたいと考えておりますので、皆さんご出席のほど、よろしく願いをいたします。

また、本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきます。

お持ち帰りいただいても結構でございますが、その際は、次回の委員会にお忘れなくご持参いただきますよう、申し訳ございませんがよろしくお願いをいたします。

なお、申請団体から提出された事業計画書等を委員の皆様にお届けします際、着払い伝票を同封いたしますので、事業計画書とともに本日の資料を、事務局まで郵送いただいても結構でございます。

以上でございます。

**(会長)** ありがとうございます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定委員会を閉会します。

委員の皆さんには、本委員会の運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

それでは、そのほかに事務局から何か連絡事項ございますか。

**(事務局)** それでは、繰り返しでございますが、次回の選定委員会につきましては、8月2日木曜日、午後6時から、市役所別館4階の第4委員会室、こちらとはまた別の、向かい側のお部屋にて開催をさせていただきたいと考えておりますので、皆さんご出席のほど、よろしく願いをいたします。

また、本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきます。

お持ち帰りいただいても結構でございますが、その際は、次回の委員会にお忘れなくご持参い

たゞきますよう、申しわけございませぬがよろしくお願ひをいたします。

なほ、申請団体から提出された事業計画書等を委員の皆様にお届けします際、着払い伝票を同封いたしますので、事業計画書とともに本日の資料を、事務局まで郵送いただいても結構でございます。

以上でございます。

**(会長)** ありがとうございます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、「枚方市立メセナひらかた会館指定管理者選定委員会」を閉会します。

委員の皆さんには、本委員会の運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

どうもありがとうございました。